

# VOC 規制 印刷業等に指針値 環境省



揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制を検討する中央環境審議会の専門委員会は5日、印刷業など中小企業の自主的取り組みのあり方について具体的検討を進めました。これは2006年4月1日から施行される大気汚染防止法の改正に基づくVOC排出規制制度に対応するもので、VOC排出施設の規模要件などは政省令によって規定されており、対象外となる中小規模の施設については自主的取り組みで対応することが基本になります。しかし中小事業者が多数を占める印刷業やクリーニング業では、個別対策が難しく、行政の支援が求められていました。

審議の中では、取り組みを推進するには基本的に民間主導型を基本としつつも、中小企業に対して行政が最小のコストで最大の効果をあげられるような対策をサポートできる体制を整備する必要性が指摘されました。

環境省は、今月開かれる検討会までに、排出削減計画や報告書のフォーマット、公表の仕方などを含めた自主的取り組みのあり方について案をまとめる方針です。

当社ではVOC排出に関する分析や、作業環境測定を行っていますのでお気軽にお問い合わせください。

資料：2005年10月6日付 化学工業日報

機器分析箇所 関善行

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査    | 8 委託試験・研究・開発          |

